

伊東市役所内食堂運営事業者の公募について

来庁者及び職員が利用する伊東市役所内食堂の運営を行う事業者について、次のとおり公募します。

令和6年4月22日

伊東市長 小野 達也

募 集 要 項

1 目的

伊東市役所高層棟8階において、食堂事業の運営を行う事業者を公募により選定します。

2 食堂の概要

- (1) 所在地 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 伊東市役所高層棟8階 食堂
- (2) 面積 食堂ホール 約177㎡、厨房部分 約58㎡
- (3) 座席数 座席 80席 (テーブル 4人掛 20卓)
- (4) 職員数 当該庁舎内に勤務する職員数 約450人

3 使用許可期間

協議により決定した営業開始日から令和7年3月31日までの1年以内とします。以後、1年ごとに申請を行い、使用許可を得た場合には食堂事業を継続できます。

4 応募資格

応募事業者は、次の資格要件を全て満たすこと。

- (1) 過去10年以内に飲食店等に関する営業を行っていた実績を有していること。
(法人・個人は問わない)
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を有しており、市庁舎において食堂の営業許可が受けられる見込みがあること。
- (3) 食堂については、食品衛生責任者を常時配置できること。
- (4) 過去1年間、食品衛生法に基づく行政処分を受けたことがないこと。
- (5) 国税及び地方税を完納しており、長期に渡り資金的、財務的に健全に経営できること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの（更生手続開始の決定を受けているものを除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているもの（再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営又は運営に関与していないこと。

5 申込要件及び使用許可条件

(1) 経費の負担

ア 施設使用料は、令和7年3月31日までの使用については無償とする。令和7年4月1日以降の使用料については、次年度の使用申請時に協議により決定する。(参考：令和2年度 年額240,000円)

イ 光熱水費は使用者の負担とする。ガスについては使用者がガス供給会社と契約すること。電気、上下水道代はメーターによる按分額を2か月に一度、伊東市から請求するので、期日までに必ず納入すること。(インボイス対応は立替精算書を交付する。客席の冷暖房については、庁舎内での使用時期や運転時間を同じとし、かかる冷暖房費用は使用者の負担とする。)

(2) 営業日

ア 月曜日から金曜日(国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。)

イ 休業日に営業を行う場合は、市長の許可を得て行うことができる。

ウ その他の日にやむなく休業するときは、市長の許可を得ること。

(3) 営業時間

原則として、市役所開庁日の午前10時から午後5時までとする。ただし、営業時間については、庁舎管理者との協議、承認を経た上で、変更できるものとする。

(4) 食堂施設及び厨房備品

ア 使用者は、食堂施設及び厨房備品(別添1「厨房器具設備一覧表」のとおり。)を無償で使用することができる。ただし、厨房備品は令和4年度に休止するまでに使用していたものであり、新品ではない。また、当該備品の維持管理費用(清掃、修繕費用など)については使用者の負担とする。

イ 厨房内の現有設備を改修する場合又は座席数を変更する場合は、市担当課(資産経営課)と協議して行い、要する経費は使用者の負担とする。

ウ 食堂施設及び厨房内は禁煙とする。

(5) メニュー品目及び価格

提供するメニューに制限はないが、低廉な価格での提供に努めること。

(6) 従業員の教育等

ア 従業員の教育体制を万全とし、食品衛生責任者を常勤させること。

イ 使用者は、食堂経営に当たり、特に利用者への接客態度について留意し、その従業員の行為は、使用者の責任に帰するものとする。

ウ 混雑時にもスムーズに対応できる体制を整備し、配膳を行うこと。

エ 従業員の中から、現場責任者を定めること。

オ 従業員に対しては法令に基づく健康診断を受診させ、その結果を保存すること。

(7) 生ごみ等の処理

食堂から排出される残飯、残渣等の生ごみその他のごみ及びビン、カン等の不燃物については使用者の負担により処分すること。

(8) 厨房内及び食堂清掃

ア 厨房内及び食堂（テーブル、椅子含む。）の清掃は使用者が毎日行うこと。

イ 厨房内及び食堂の害虫駆除は伊東市が行う。（年2回）

(9) 衛生管理

使用者は、法に定める手続及び衛生基準を自己の責任において厳守し、高度な衛生状態を維持するとともに、適正な衛生状態を保つため庁舎管理者の指示に従うものとする。

(10) 損害賠償

使用者は、施設の使用により伊東市に対して又は食中毒の発生や不注意等により食堂利用者に対して損害を与えたときは、そのことにより生じる一切の損害賠償の責めを負うものとする。

(11) 営業状況報告

使用者は、長期間の健全な経営を維持するため、毎月の食堂の経営状況がわかる書面（来客数及び売上日計表や収支報告書等）を集計対象月の翌月末までに提出すること。

(12) 食材等の搬入搬出

食堂への食材等の搬入及び搬出は、庁舎地下1階公用車駐車場のストックヤード横にある通用口扉から行い、高層棟東側の非常用エレベーターを使用すること。

(13) 譲渡、転貸等の禁止

使用者は、行政財産の使用許可に係る権利義務を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供することはできない。

(14) 質疑書

本募集に関して質問がある場合は、質疑書（第5号様式）を作成し、市担当課（資産経営課）まで持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

(15) その他

使用許可に当たり、次の条件を付すものとする。

ア 許可された使用目的以外の用途に供しないこと。

イ 市の行政目的又は用途を妨げるおそれのある行為をしないこと。

ウ 使用者は、食堂運営以外の事項について広告物を食堂内に掲示するときは、市長の許可を得なければならない。

エ 使用者の食堂運営の成績不良につき改善の見込みがないと判断したとき又は許可条件に違反し市長の指示に従わないときは、許可を取り消し、この場合、使用者は異議なくこれに従い、損害賠償の請求権のないことを確認したものとする。

オ 許可条件に違反する行為があると認められるときは、許可を取り消す。

カ 市長が許可を取り消した場合又は使用期間満了の場合、使用者の責任において指定した期日までに施設等を原状回復すること。ただし、市長が特に承認した場合はこの限りではない。また、使用者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための措置を行い、その費用の支払いを使用者に請求することができる。この場合においては、使用者は、何ら異議を申し立てることができないものとする。

6 提出書類

(1) 応募事業者（提出期限までに次の書類を市担当課（資産経営課）まで持参又は郵送により提出してください。）

ア 伊東市役所内食堂運営事業者申込書（第1号様式）

イ 会社の概要（第2号様式）

※既製の会社概要、案内パンフレットがあれば併せて提出してください。

ウ 運営企画書（第3号様式）

エ 業務実績書（第4号様式）

エ 直近3年の決算書又は収支報告書

オ 国税及び地方税の納税証明書（直近のもの）

(2) 決定事業者（決定事業者のみ、決定通知書を受けた後、速やかに市担当課（資産経営課）まで提出してください。）

ア 商業登記簿謄本

イ 飲食店営業許可証の写し

ウ 食品衛生責任者資格証の写し

エ 食堂運営に関する覚書

7 事業者の決定

提出された申込書類（運営企画書等）に基づき審査し、事業者を決定します。

8 審査結果

審査結果は、全ての申込者に通知します。

申込内容等に不明な点が生じた場合は、追加資料の提出又は聞き取りをお願いすることがあります。

審査の過程及び事業者決定後、申込内容等に虚偽が発覚した場合は、決定を取り消す場合があります。

9 実施スケジュール

項 目	日 程
公募開始（募集要項公表）	令和6年4月22日
質疑書受付期間	令和6年4月22日～5月10日（金）
運営事業者申込期限（書類提出期限）	令和6年5月24日（金）まで
書類審査	令和6年5月下旬

結果発表（受託業者決定）	令和6年6月中旬
営業開始（行政財産使用許可）	協議により決定

10 問い合わせ先

〒414-8555 伊東市大原二丁目1番1号

伊東市総務部資産経営課課（担当 井端）

電話 0557-32-1252

FAX 0557-37-8113

E-mail sisan@city.ito.shizuoka.jp

11 その他

- (1) 提出された書類は、いかなる理由があっても一切返却しません。また、提出された個人情報、事業者選定のためだけに利用します。
- (2) この要項に定めのない事項については、事業者と市長双方協議の上で定めるものとします。
- (3) 応募に際し、現地確認を行いたい場合は、市担当課（資産経営課）に事前に連絡の上、令和6年5月13日（月）から5月24日（金）までの期間にて、行うものとする。
- (4) 事業者は、本事業に関係する法令等を遵守すること。